

実態調査の概要

1. 調査目的

この調査は、高山市内における事業所の労働条件等の実態を把握し、行政運営の基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査対象

建設業、製造業、情報通信・運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食業、宿泊業、医療・福祉、サービス業、その他の事業所のうちから無作為に抽出した700事業所

3. 調査項目

- 事業所の業種、規模
- 従業員数
- 雇用状況
- 離職者数
- 人材の状況
- 就業規則（正社員、パート）
- 退職金制度（正社員、パート）
- 社会・労働保険（正社員、パート）
- 労働組合
- 労働時間（正社員、パート）
- 賃金（正社員、パート）
- 休暇制度（正社員、パート）
- 定年制
- 雇用調整
- 次世代育成支援対策推進法
- 育児・介護休業制度
- 女性の労働環境
- セクシュアルハラスメント
- ワーク・ライフ・バランス
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- メンタルヘルス対策
- 働き方改革

4. 調査期間

令和1年11月7日～令和1年11月28日

5. 調査基準日

令和1年7月1日現在。なお、設問により基準日が異なっている場合がある。

6. 調査方法

郵送によるアンケート調査法により実施

7. 調査票の回収状況

回収数 189 事業所（回収率 27.0%）

※ 常時労働者を雇用していない事業所は除く。

8. 集計

高山市商工観光部商工課

9. 用語の定義

- 所定労働時間：就業規則で定められた実労働時間。
- 所定外労働時間：残業、休日出勤等の労働時間。
- 1週間単位の非定型的変形労働時間制：
：30人未満の小売店、旅館、料理店及び飲食店の事業所で、労使協定により1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。
- 1ヶ月単位の変形労働時間制：
：1ヶ月以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させができる制度。
- 1年単位の変形労働時間制：
：1年以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させができる制度。
- フレックスタイム制：所定労働時間はそのままで、労使協定内で時間を自由に設定すること。
- 所定内賃金：基本給、職能給、各種手当。なお、通勤手当は除く。
- 所定外賃金：残業、休日出勤手当等所定外の労働に関する賃金。
- 短時間勤務制度：所定労働時間を短縮する制度。
- 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ：
：所定労働時間はそのままで、事業主が決めたいくつかの時間の中から繰上げ等を設定すること。

10. 注意事項

各数値は小数点第2位以下四捨五入として表示しており、それぞれの割合を足し上げても100%とならないことがある。

集計された数値が「0」の場合、また、無回答や計算元の値が「0」であった場合には数値が表示されない。